

太田市みらい給付型奨学金 Q&A

Q 1 : 成績要件を教えてください。

○申し込み時までの成績が評定平均3.5以上（5段階評価）

○評点平均の算出対象期間は、以下の申し込み時の学年別（例）のとおりです。

（例1）高校3年生：高校1年生から2年生までの成績

（例2）浪人生：高校3年間の成績

（例3）大学1年生：高校3年間の成績

（例4）大学2年生：大学1年生の成績

○成績の換算については、以下の表を参考にしてください。

4 段階		換算評価
A	優	5
B	良	3.66
C	可	2.33
D(不合格)	不可(不合格)	1

5 段階					換算評価
SS	S	A	秀	90～100点	5
A	A	B	優	80～89点	4
B	B	C	良	70～79点	3
C	C	D	可	60～69点	2
D(不合格)	D(不合格)	E(不合格)	不可(不合格)	59点以下(不合格)	1

6 段階	換算評価
S	5
A	4.2
B	3.4
C	2.6
D	1.8
E(不合格)	1

7 段階	換算評価
S	5
A	4.33
B	3.66
C	3
D	2.33
E	1.66
F(不合格)	1

8 段階	換算評価
S	5
A+	4.42
A	3.85
B+	3.28
B	2.71
C+	2.14
C	1.57
D(不合格)	1

9 段階	換算評価
AA	5
A	4.5
A-	4
B+	3.5
B	3
B-	2.5
C+	2
C	1.5
D(不合格)	1

Q2：年収要件を教えてください。

- 生計維持者の「税額控除前市民税所得割」の合計額が228,600円以下であることが、年収要件となります。
- ※一般的には、生計維持者は申請者の父母となります。いずれかが無収入であっても生計維持者は父母となりますので、ご注意ください。
- 父母それぞれの「税額控除前市民税所得割額」を合計してください。
- ※「税額控除前市民税所得割額」の確認は、次ページを参考にしてください。
- 今回の募集では、令和8年度所得・課税証明書情報（令和7年收入）で確認します。
- 以下の書類や方法で確認することができます。
- ①所得・課税証明書（詳細）
 - ②市民税・県民税税額決定通知書
 - ③特別徴収税額の決定通知書（納税方法が特別徴収だけの場合に限りです。）
 - ④計算する場合は課税標準額×6％
課税標準額は「マイナポータル」を活用して調べることができます（マイナンバーカードが必要です）。

【マイナポータル HP】

https://myna.go.jp/html/my_information.html



注意

所得税関係の書類（確定申告書、源泉徴収票等）では確認できませんので注意願います。

- 「税額控除前市民税所得割」を基準額としていますが、年収の目安は以下のとおりです。

人数	世帯構成	年収目安
2人	本人、ひとり親	750万円
3人	本人、ひとり親、中学生	750万円
4人	本人、親①、親②（無収入）、中学生	800万円
4人	本人、親①、親②、中学生	①500万円、②400万円
5人	本人、親①、親②、大学生、中学生	①600万円、②350万円

※世帯構成や障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象になる場合や、下回っていても対象にならない場合があります。

※支給を受けている間、収入増加などの理由で基準額を上回った場合には、支給対象外となります。

Q3：所得・課税証明書等の「税額控除前の市民税所得割」の見方を教えてください。

○各種証明書における「税額控除前の市民税所得割」は、以下を参考にしてください。

【①所得・課税証明書】

所得・課税証明書
令和8年度（令和7年分）

住所			
氏名			
生年月日			

所得金額等

所得控除額

配偶者
扶養親族
本人該当
区分

課税標準額

税額控除等

所得割・均等割

森林環境税

年税額

備考

〈拡大〉

▼税額控除等

	市民税	県民税
税額控除前所得割		
調整控除		
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額		
配当割譲渡所得割		
所得割額		

ここの金額です！

【②市民税・県民税税額決定通知書】

お問い合わせ先

住所・氏名

▼備考

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼所得金額等

▼所得控除等

▼課税標準額

▼扶養親族該当区分

▼算出税額

〈拡大〉

▼算出税額

	市	民	税
税額控除前所得割額			
所得割額			
均等割額			
森林環境税額			
減免額・免除額			
年税額			
給与・公的年金等からの特別徴収税額			
差引普通徴収税額			
控除不足額			
(うち還付額)			

ここの金額です！

【③特別徴収税額の決定・変更通知書（紙）】

給与所得等に係る市県民税・都道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	課税標準	税額	納付額	氏名・住所
所得控除				
摘要				公印

〈拡大〉

市	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	
税 県	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	
額	森 林 環 境 税 額 ⑧	
	特 別 徴 収 税 額 ⑨	
	控 除 不 足 額 ⑩	
	既 充 当 ・ 既 委 託 納 付 額 ⑪	
	既 納 付 額 ⑫	
	差 引 納 付 額 (⑨-⑫-⑩、⑪)	
	変 更 前 税 額 ⑬	
	増 減 額 (⑨-⑬)	
	変 更 月	月

ここの金額です！

【③特別徴収税額の決定・変更通知書（電子）】

令和8年度 給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）

令和 年 月 日

氏名	住所
受給者番号	税務番号

あなたの特別徴収税額を決定のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書に記載の金額に不足がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3ヶ月以内に市役所に対して滞りなく納付してください。この特別徴収税額の決定の理由を求めるお支払は、前記の滞りなく納付する義務の履行を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市役所に対して（市長が納付の代表者となります。）提出することがあります。なお、前記の滞りなく納付は、前記の滞りなく納付する義務を履行するに当たって必要となることとされていますが、③滞りなく納付があった日から3ヶ月を経過しても滞りなく納付しないとき、④滞りなく納付、⑤滞りなく納付又は滞りなく納付の履行により滞りなく納付を滞りなく納付することにより滞りなく納付があるときは、滞りなく納付しないでも滞りなく納付の履行を求めることができます。

給与収入	給与所得	所得割額	均等割額	森林環境税額
給与所得	所得割額	均等割額	森林環境税額	
所得割額	均等割額	森林環境税額		
均等割額	森林環境税額			
森林環境税額				

〈拡大〉

ここの金額です！

市区町村	税額控除前所得割額④		特別徴収税額⑨	
	税 額 控 除 額 ⑤		控 除 不 足 額 ⑩	
	所 得 割 額 ⑥		既 充 当 ・ 既 委 託 納 付 額 ⑪	
	均 等 割 額 ⑦		既 納 付 額 ⑫	
都道府県	税額控除前所得割額④		差 引 納 付 額 (⑨-⑫-⑩、⑪)	
	税 額 控 除 額 ⑤		変 更 前 税 額 ⑬	
	所 得 割 額 ⑥		増 減 額 (⑨-⑬)	
	均 等 割 額 ⑦		変 更 月	月
	森林環境税額⑧			

Q 4 : 居住要件を教えてください。

申請者と生計維持者は、以下の①・②の居住要件を満たす必要があります。

①申請者本人が高校時代、卒業時から遡って1年以上、太田市に住民登録があり、居住していたこと。

②申請者の生計維持者が、申請日から遡って1年以上、太田市に住民登録があること。

※生計維持者とは、原則支給を受ける本人の父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。詳しくは、日本学生支援機構（JASSO）のホームページに記載されている「生計維持者について」をご確認ください。

【日本学生支援機構（JASSO）HP 生計維持者について】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

